

◆あんない◆

面積……45.18Km²
人口……377,455
市帯……120,782
電話 (39.10.1 現在)

- 区役所 (652) 1151 大 代表
- 小松川特別出張所 (60) 6281 (代)
- 平井出張所 (611) 1780
- 江中出張所 (651) 2966
- 粉江北出張所 (651) 3121
- 西小松川出張所 (651) 2959
- 臨江出張所 (651) 0517
- 小岩支所 (657) 1101
- 小岩出張所 (657) 4734
- 西小岩出張所 (657) 2947
- 小岩出張所 (657) 2938
- 下小岩出張所 (657) 2946
- 谷崎出張所 (651) 2425
- 鹿本出張所 (651) 3517
- 西支所 (651) 1105
- 第一出張所 (651) 2914
- 第二出張所 (651) 2843
- 江戸川区公会堂 (652) 0652
- 小松川公会堂 (681) 4760
- 小岩公会堂 (657) 5951
- 小島西公会堂 (651) 5691
- 小松川図書館 (657) 0255
- 小松江図書館 (651) 2455
- 小松川図書館 (681) 1405
- 小松川図書館 (651) 6895
- 青年館 (652) 2989



区役所庁舎前をかざつた五輪花壇
この写真をご希望の方は区役所総務課広報係までご連絡下さい。無料で差上げます。

発行…江戸川区役所

11月中の行事

- 1 日・公明選挙勉強月間、国民年金推進月間、赤い羽根運動、芸術祭、区総合芸能大会 (区公会堂) 高西中学学芸会
- 3 日・文化の日
- 4 日・家庭教育学級 (松江三中) 18日まで 敬老会
- 5 日・基本選挙人名簿縦覧期間 19日まで 松江小 落成式
- 6 日・工場技能者講習会
- 7 日・立冬、書道展 (小岩公会堂) 11日まで
- 8 日・区民短歌大会 (江戸川学園)
- 9 日・第2回生業資金貸付受付25日まで (民生課)
- 10 日・手足の不自由な子を育てる運動 新聞週間
- 12 日・お年玉つき年賀ハガキ発売
- 13 日・華道展 (小岩公会堂)・区立中学校弁論大会 (小松川公会堂)
- 14 日・区立中学校スパーリングコンテスト (小松川三中)
- 15 日・七五三、茶道大会 (小岩公会堂) 区民雑舞大会 (小松川一中)
- 17 日・小中学校合同音楽祭 (区公会堂)
- 21 日・寄生虫予防運動
- 22 日・川柳大会 (上一色会館)
- 23 日・勤労感謝の日、日本舞踊大会 (区公会堂)
- 26 日・秋の全国火災予防運動

お買物座談会に主婦たち一日診断員

「なんと言っても最高のサービスは、最高の品質です。」これは買物座談会のある主婦のこぼれ。良い品物を安く、という気持はどなたにも共通です。消費者の声をよく聞き、買いたいムードづくりと愛される商品開発のための、お買物座談会が十月五、六日にひらかれました。会場には、消費者代表のかあさん方、商店主側、区関係者など五十余名が参加し、四時間にわたって日常の消費生活をあかすための活発な意見や批判の雨が降りかわされました。

参加者の声はつぎのようなものでした。

【店員の指導について】
○女店員の厚化粧は見るといいもの
○この種の懇談会に店主ばかりでなく、店員も参加し直接の声をきかせてください。
○飲食店のウェイトレスでなかなか注文をとりません。できるだけお客様の気持ちになつてこまかい心づかいを。【衛生面について】
○下うどんや生菓子を新聞紙や、色のついた紙で包みますと色かうつります。やめてください。

○店頭に西日があつて、品物の鮮度が心配です。
○食品品の陳列台が大へん低いので、床をかぶり、非衛生的です。
○石けんや、食品品をひとつの袋に入れると匂いがうつります。(セルフレジの店)
○魚やさんの包丁を試うふきんに血が染んで匂いがつきます。
【一般サービスについて】
○八百屋、魚屋の前、自動車や空箱が山積みになつています。店に入るにも、交通にもつまずきます。
○たくさん買物するお客や、お得意さんには親切ですが、フリーのお客には不親切な店員がいます。
○品物を自由に選べさせて欲しい。ウインド内の正札が裏返りして困ります。
○洋品店で、洋服ものがすすくない。最近のこともは大きいので母親がこまります。
○適宜な場所をえらび、公衆便所を設けてください。(松江地区商店街)

○商店街で提案書を設けてください。
○店先にくらべて、内部の照明が暗いので、色合いや柄がよく判らない店があります。
○差別についていっせいで休業のとき、急な買物があります。当番制で店をあげるような方法を考えてください。
○売場面積の大きいところは、長椅子などの休息設備をしてください。

国民年金への加入はおはやく!!

いまは、国民年金の時代です。福祉国家をめざすわが国では、だれでもいづれかの年金制度に加入することになっていきます。国民年金以外の公の年金制度(厚生年金、共済組合)などにまだ加入していない人は、いまずぐ区役所国民年金課、支所、出張所へ加入の届けをしてください。

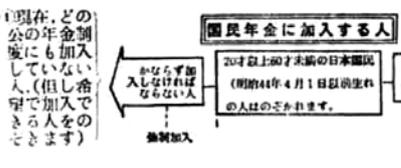
窓口案内

結婚は夫婦が届出をし、受理されたときから法的に夫婦とみとられます。遅れると何かと不便がおこりますから、早くおとどけください。

【手続の方法】
届出用紙(窓口にあります)に夫婦、成年の証人二名が署名押印してください。

○夫側とも本籍が届出の役所にあるときは、届出のみ戸籍簿本一冊を提出してください。
○夫婦とも本籍が別々の役所にあるときは、届出三通と、それぞれの本籍簿を二通ずつ。

★消費生活相談室をご利用ください。
区では、消費者の家庭生活を明るくするため十月二十九日よりお買物の苦情をおききし、商品についてのいろいろな知識をおたえすることになりました。ご相談に際する内容は、次のとおりです。
【品質、規格、価格、数量、衛生、その他】
この相談でお聞きしたことは、各商店会、保健所、計量検定所などにも連絡、処理してもらうようにします。ご利用ください。
相談をおうけるところ
区役所二階 経済課・産業係



●国民年金以外の公の年金制度
厚生年金、船員保険、国家公務員共済組合、恩給法、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済組合、公共企業体職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合、国会議員互助年金法